

南部町軽度援助訪問サービス実施要綱

平成 29 年 3 月 16 日

健 福 要 綱 第 6 号

(事業の目的)

第 1 条 南部町軽度援助訪問サービス（以下「サービス」という。）は、要支援者及び第 1 号事業対象者（以下「事業対象者」という。）に対して、家事援助等の簡易な生活支援サービスを提供することにより、要介護状態等となることの予防、要支援状態の軽減又は悪化の防止及び地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(事業の対象者)

第 2 条 事業の対象者は、要支援者及び事業対象者（認知症等専門的支援が必要な者を除く。）とする。なお、事業実施にあたっては、地域包括支援センターが、当該要支援認定者及び事業対象者の意思を尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な介護予防ケアマネジメントに基づき、決定することとする。

2 事業対象者とは、65 歳以上の者であって、基本チェックリストを実施した結果、生活機能の低下が認められた者とする。

(事業の実施)

第 3 条 事業は、介護保険法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の指定（以下「指定」という。）により実施する。

(事業の内容)

第 4 条 事業の内容は、次に掲げるもののうち適切なケアマネジメントに基づき必要と認められたものとする。

(1) サービス提供の準備及び実施記録に関すること

- ア 健康チェック
- イ 環境整備（換気、室温、日当たりの調整等）
- ウ 相談援助、情報収集・提供
- エ サービス提供後の記録等

(2) 生活援助に関すること

- ア 対象者の生活範囲内の清掃・整理整頓（居室内、トイレ、卓上の清掃等）
- イ ゴミ出し
- ウ 洗濯（洗濯、物干し、取り入れ、収納、アイロンがけ等）
- エ ベッドメイク（利用者不在でのシーツ交換、布団カバーの交換等）
- オ 衣類の整理（夏・冬服の入れ替え等）
- カ 被服の修理（ボタン付け、破れの補修等）
- キ 一般的な調理・配下膳
- ク 日用品の買物
- ケ 薬の受け取り
- コ その他町長が認めるもの

(利用回数及び時間)

第5条 利用回数及び利用時間は、1週間につき2回を限度とする。なお、利用時間は1回当たり60分以内を限度とする。

(事業費の額)

第6条 事業に要する費用の額(以下「事業費」という。)は、1回あたり2,250円とする。

(利用者負担額及びサービス支給費の額)

第7条 この事業の利用者負担額は、1回あたり225円とし、指定事業者へのサービス支給費の額は、1回あたり2,025円とする。

(審査・支払い事務の委託)

第8条 町長は、指定事業者に対する事業実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払いの事務を、国民健康保険団体連合会に委託することができるものとする。

(衛生管理等)

第9条 事業者は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言又は指導を求めるものとする。

(秘密保持等)

第10条 事業者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日通知)を遵守し、利用者の個人情報を適切に取り扱う。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて、利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に盛り込むこととする。

(苦情処理)

第11条 事業者は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業者は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して南部町が行う調査に協力するとともに、南部町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、南部町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を南部町に報告する。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、南部町、当

該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業者は、業務時間内における利用者の事故等に配慮し、損害賠償保険に加入する。
(利用者の責務)

第 13 条 対象者は、予め決定された利用日に利用できないときは、速やかに事業者に連絡しなければならない。

(関係機関との連携)

第 14 条 町長、地域包括支援センター、事業者は、互いに連携を図る中で、事業の効果的な実施を図るものとする。又、必要に応じて、かかりつけ医師及びその他関係機関と連携を図るものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の供与)

第 15 条 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 か月前までに、次に掲げる事項を町長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
 - (3) 現にサービスを受けている者に対する措置
 - (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前 1 か月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、地域包括支援センター、サービス事業を実施する者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。